相模原市マスコットキャラクター



デザイン利用の手引き

令和6年4月1日



相模原市

もくじ

1. キャラクターデザイン

• • • P 1

2. キャラクター色指定

• • • P 2 ~ 3

3. ロゴデザイン・ロゴ色指定

• • • P 4

4. 禁止事項

• • • P 5

5.表示方法/問い合わせ/その他

• • P 6

1. キャラクターデザイン(基本形)

・ご利用いただけるデザインは『さがみんポーズ集』(別紙)の中に掲載されているものになります。



・また、利用の際は「相模原市マスコットキャラクター さがみん」と付記します。

■ ロゴ有り使用例



■ ロゴ無し使用例





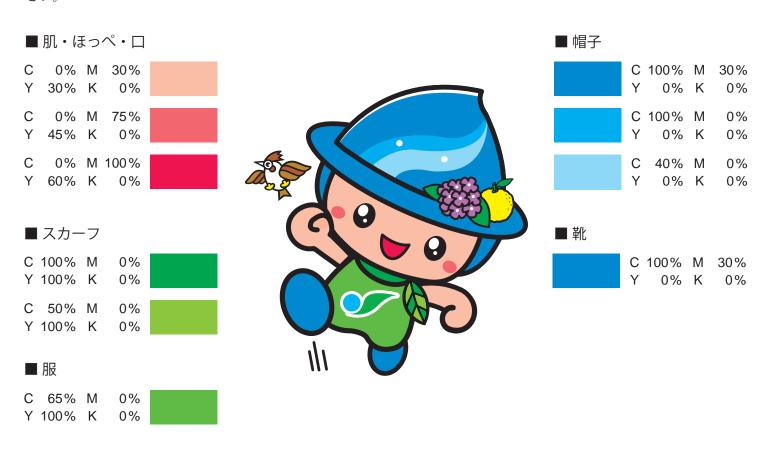


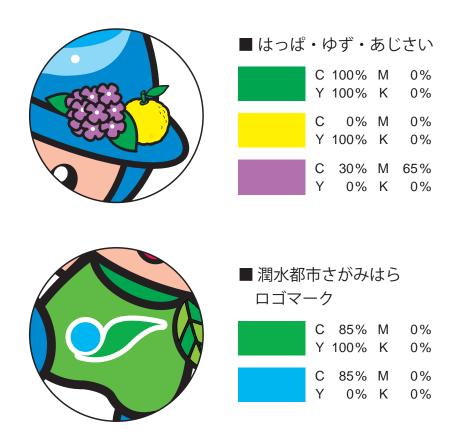




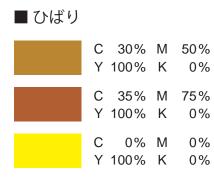
2-1.キャラクター色指定(カラー)

相模原市マスコットキャラクター「さがみん」の色を変更することはできません。印刷にあたっては指定色をご利用ください。









2-2. キャラクター色指定 (グレースケール)

相模原市マスコットキャラクター「さがみん」の色を変更することはできません。印刷にあたっては指定色をご利用ください。

■肌・ほっペ・口

K 0%

1

K 70%

2

■スカーフ

K 0%

3

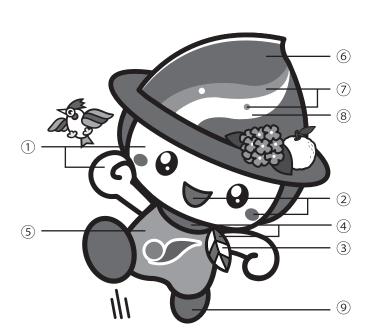
K 70%

4

■服

K 40%

(5)



■ 帽子

6 K 70%

⑦ K 50%

8 K 0%

■靴

9 K 70%

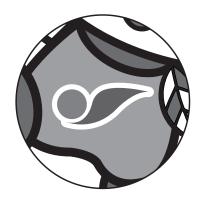


■はっぱ・ゆず・あじさい

K 85%

K 50%

K 0%



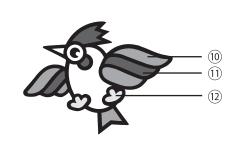
■ 潤水都市さがみはら ロゴマーク



K 75%



K 60%



■ひばり

10)

① K 40%

(12)

K 10%

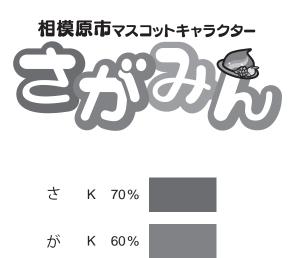
K 75%

3. ロゴデザイン・色指定 (カラー / グレースケール)

相模原市マスコットキャラクター「さがみん」のロゴの色を変更することはできません。印刷にあたっては指定色をご利用ください。

[∃□] [タテ] 相模原市マスコットキャラクター 0% M 80% さ Y 45% K 0% 10% C 100% M が Υ 0% K 0% C 65% M 0% 4 Y 100% K 0% 50% 0% M h Y 55% K 0%

[タテ]



4

h

K 45%

K 55%



4. 禁止事項

『さがみんポーズ集』(別紙)の中の相模原市マスコットキャラクター「さがみん」を変形したり、改変をしないでください。

■ 不適切な例① 変形する



■ 不適切な例② 改変する



-5-

5.表示方法等



相模原市マスコットキャラクター「さがみん」を企業名に使用**することはできません**。また、新たに商標登録することも禁じます。

【不適切な例】

・株式会社さがみん



• その他

この手引きに記載されていることのほか、「相模原市マスコットキャラクター『さがみん』のデザイン等の使用に関する 要領」をよくご覧になってご利用ください。

・お問い合わせ等

ご利用にあたりご不明な点がありましたら下記までお尋ねください。

相模原市 シティプロモーション戦略課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所本庁舎 3 階

3 0 4 2 - 7 0 7 - 7 0 4 5

Fax 042-753-7831

メール pr@city.sagamihara.kanagawa.jp